第8章 評価指標と評価方法

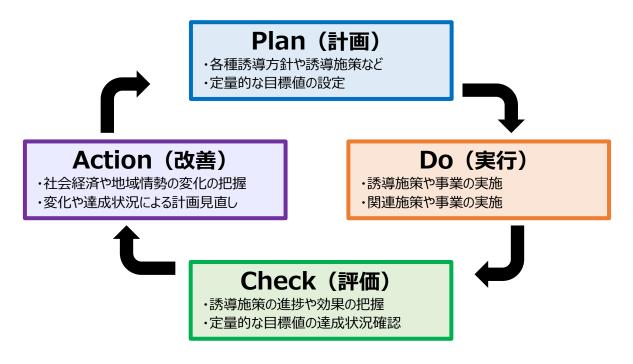
第8章 評価指標と評価方法

1. 定量的な目標値等の基本的な考え方

定量的な目標値等は、立地適正化計画策定の必要性・妥当性を町民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAの一部として、本計画の進捗や効果を確認するために設定するものです。

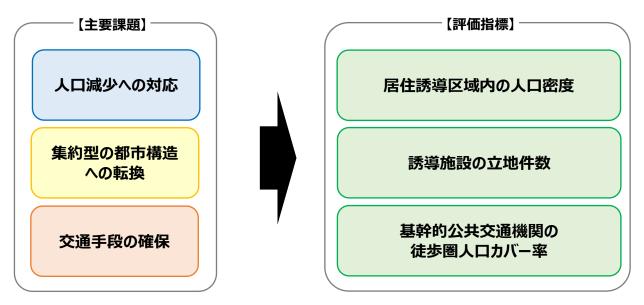
これにより、本町が目指す集約と連携の実現に向けたまちづくりが、より実効性のある計画となります。

【立地適正化計画における PDCA サイクルと定量的な目標値等の役割】



2. 定量的な目標値の設定

前掲の PDCA サイクルの Check に該当する進捗確認について、本町の集約と連携に向けて特に重要な 3 つの主要課題に関する 3 つの指標を定めることとします。



目標値1 居住誘導区域の人口密度

■目標値の視点

- ・本町の集約と連携に向けた主要課題のひとつである「人口減少への対応」に向けた取組みについて、居住誘導 区域内の人口密度を指標として確認することで、施策の効果を確認します。
- ・現在の居住誘導区域内の人口密度は 26.5 人/ha ですが、仮にこのまま施策を講じずに自然趨勢的に推移した場合、人口減少に伴い、人口密度が低下することが予想されるため、市街地内で人口を集積すべき居住誘導区域の人口密度が、目標年次において現在の数値が維持され、都市の活力が保たれているかを把握します。

■現況値と目標値

·現況値: 26.5 人/ha(2021 年度)



·目標値: 26.5 人/ha(2041 年度)

■算定方法

・現況値: 国勢調査(2015年実施分)における居住人口を居住誘導区域内外に区分して算定

・将来値: 国勢調査(2035年実施分)における居住人口を居住誘導区域内外に区分して算定する

目標値 2 誘導施設の立地件数

■目標値の視点

- ・本町の集約と連携に向けた主要課題のひとつである「集約型都市構造への転換」に向けた取組みについて、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地件数を指標値に設定することで施策の効果を把握します。
- ・現在の都市機能誘導区域内の誘導施設は20施設(うち、4施設は茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 内に重複立地)ですが、人口減少下にあっても、目標年次において現在の数値が維持され、町民の利便性と 都市の活力が保たれているかを把握します。

■現況値と目標値

·現況值: 20 施設(2021 年度)



·目標值:20 施設(2041 年度)

■算定方法

・現況値:国土数値情報、その他関係各課提供資料等から算定

・将来値:本計画による届出状況や国土数値情報、その他関係各課提供資料等により算定する

目標値3 基幹的公共交通機関の徒歩圏人口カバー率

■目標値の視点

- ・本町の集約と連携に向けた主要課題のひとつである「交通手段の確保」に向けた取組みについて、本町の公共 交通網の軸である基幹的公共交通機関に該当するバス路線の徒歩圏人口カバー率を指標値として設定する ことで、施策の効果を確認します。
- ・現在の居住誘導区域内の基幹的公共交通機関の徒歩圏人口カバー率は、38.3%であり、目標年次においてもこの数値が維持・向上され、町民の公共交通の利便性が確保されているか把握します。

■現況値と目標値

·現況値:38.3%(2021年度)



·目標値:38.3% (2041年度)

■算定方法

・現況値:居住誘導区域に対し、基幹的公共交通機関の徒歩圏 (バス停から 300m 圏域) が重なる区域

を抽出して算定(人口は2015年実施の国勢調査を使用)

・将来値:現況値と同様の方法で算出する(ただし、人口は2035年実施の国勢調査を使用)

3. 施策の達成状況に関する評価方法

立地適正化計画は事業の進捗や社会情勢の変化に応じて、適時適切に見直しを行うことで、効率的・効果的に事業・施策を展開していくことが重要です。

本町では、本計画の策定後、基本的に5年ごとに「2. 定量的な目標値の設定」で定めた各指標の達成状況や、都市構造に関するデータの分析により、事業の進捗を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

評価・見直しの時期

①定期

·評価時期

総合計画等の見直し時期と整合を図り、原則として5年ごとに達成状況評価を実施

・定量的な評価指標の達成状況評価

定量的な評価指標について、各種統計データの公表等を踏まえて達成状況を確認

・事業や施策の達成状況評価

誘導施設などとして定めている事業や施策について、実施状況を確認

②不定期

・社会経済や地域情勢の変化への対応

本町の都市計画やまちづくりに大きな影響を及ぼすとみられる社会経済や地域情勢の変化が生じた際、本計画を見直す必要性を確認

評価・見直しの対象

①評価対象

・本計画で定める施策の進捗状況や定量的な評価指標の達成状況

②見直し対象

・本計画で定める誘導区域、誘導施設、誘導施策等

評価・見直しの方法

〇組織体制

- ・事務局において定量的な評価指標の達成状況等を把握し、庁内関係部署との会議体により、事業や施 策の実施状況を共有することで計画の見直しの要否等を検討
- ・計画の見直しの状況や程度に応じて、有識者や関係団体などの外部委員も参加する「検討委員会」を設けて計画内容を見直す

